

平成25年（ワ）第252号，平成26年（ワ）第101号，

平成27年（ワ）第34号 損害賠償請求事件

原告 第2陣・相双地区住民ら

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (3 8 7)

(既払金の評価に関する補足及び原告ら準備書面(545)～(550)に対する反論)

令和3年10月25日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

被告訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清

金 山 伸 宏

中 嶋 乃 扶 子

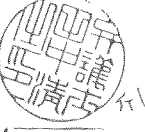
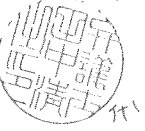
小 谷 健 太 郎

川 見 唯 史

三 森 健 司

堀 口 拓 也

外



目次

| | | |
|----|---|----|
| 第1 | 既払金の評価について | 3 |
| 1 | 慰謝料の評価・算定のレベルの問題 | 3 |
| 2 | 抗弁のレベルでの問題 | 4 |
| 第2 | 原告準備書面（545）から同（550）に対する反論 | 6 |
| 1 | 訴訟外での賠償が不十分である旨の原告主張について | 6 |
| 2 | 直接請求手続が煩雑であって十分な救済をもたらしていないとの原告主張について | 8 |
| 3 | 他の損害項目への充当が予定されていないとの原告主張について | 9 |
| 4 | 原賠審における議論に関する原告主張について | 10 |
| 第3 | まとめ | 11 |
| 第4 | 求釈明 | 12 |

本書は、訴訟外での既払金が本件訴訟においてどのような観点から評価されるべきかについて被告の主張を簡潔に述べた上で、訴訟外での賠償経緯等に関する原告準備書面（５４５）から同（５５０）までにおいて述べられている原告ら主張に対し必要な限度で反論を行うものである。

第１ 既払金の評価について

被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき裁判外での賠償を実施しており、本件訴訟の原告らに対しても、世帯合計の既払金額は多い世帯では約４億５０００万円（世帯番号１１７：世帯構成員８名）、少ない世帯でも約７７０万円（世帯番号１４５：世帯構成員１名）にのぼる（各世帯に対する既払金額については被告準備書面（３８５）参照）。

このように裁判外において相当規模の賠償金を支払済みであるとの事実は、以下に述べるように、慰謝料の評価・算定のレベルにおいても、また抗弁のレベルにおいても十分に勘案される必要がある。

１ 慰謝料の評価・算定のレベルの問題

本件訴訟において、原告らは、本件事故により平穩生活権が侵害されたとして精神的損害の賠償を求めているが、被告は、本件事故によって原告らに生じたと考えうる損害を幅広い項目により、かつ損害を填補するに十分な金額水準において賠償している。

一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、財産的損害に対する賠償状況は精神的損害の算定に当たり重要な要素であるところ（最判平成６年２月２２日民集４８巻２号４４１頁¹⁾）、本件に関しては、被告

¹⁾ 最判平成６年２月２２日民集４８巻２号４４１頁は、「ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求する

が裁判外において実施している賠償が原告らの精神的苦痛を慰謝するものとして機能することは疑いを容れない。

慰謝料の算定においては、このような賠償金全体の支払状況が十分に考慮されるべきであって、各世帯に対する賠償金支払の事実やその金額規模・内容を考慮することなく慰謝料の評価・算定がなされる場合には、裁量権の行使として社会通念上相当な範囲を逸脱するものというべきである。

2 抗弁のレベルでの問題

(1) 全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないことは法理論から導かれる当然の帰結であること

本件訴訟において被告は、原告ら各自に対する既払金の全額をもって弁済の抗弁を主張している。このような抗弁は、精神的損害のみをみて原告らの請求の当否を判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないことをその旨とするものである。

すなわち、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害はその賠償の請求権としては1個であり、両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合には1個の訴訟物を構成するため（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）、本件訴訟における原告らの請求は一部請求であるところ、一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合には、いわゆる外側説の適用があるから（最判昭

というのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣明し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。」とした上で、「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素であるのにそれが看過されているとして、原判決を破棄している。

和48年4月5日民集27巻3号419頁),原告が被ったものとしてその主張・立証した全損害額から既払金の総額を差し引き,残額がなければ請求が棄却されることとなる。

このような弁済の抗弁の主張は,請求権の把握や外側説といった法理論から導かれるものであって,原告らは訴訟外において賠償金を受領した上,それでは本件事故に基づく損害の填補として不足があるとして本件訴訟を提起し,追加の損害賠償を求めている以上は,自らの有する損害賠償請求権のうち既払金では填補されない未払いの損害があることについて原告らが主張・立証責任を負うことは当然の理である。

なお,原告らは,「避難費用,帰宅転居費用,一時立入費用,家族間移動費用,検査費用,住宅補修清掃費用,家財賠償などの簡易方式・包括請求方式」に関し,

「仮に損害を受け取りながら現実に支出していなかったとしても,その分の不自由や精神的苦痛を受けているのであるから,不当な利益を得たわけではない。」と主張している(原告準備書面(547)6~7頁)。かかる主張は,財産的損害を填補する賠償金を受領しながら,当該受領金額に見合った損害(支出)の発生がなかったとしても,その部分が精神的苦痛の慰謝に充てられるがゆえに「不当な利益を得たわけではない」と主張するものと思われる。そうであるならば,原告ら自身も,財産的損害に対する賠償が実質的に精神的苦痛を慰謝するものとして機能することを認めているといえることができる。

以上により,本件においては,財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならない。

(2) 原告らの負担する立証責任が徒らに広範なものとなることもないこと

なお,原告らの負担する主張・立証責任に関し,原告らは,被告による弁済の抗弁の主張が「10年前にさかのぼって全ての被害を立証し尽くせというもの」であるなどとも主張するが(原告ら準備書面(545)・23頁),もとより損害の

立証には様々な方法が考えられ、自らが受けたとする損害の立証方法は原告らの選択に委ねられているものであって、必ずしも10年前にさかのぼって証票を収集・証拠提出するという方法に限られるものではない。また、この点を措くとしても、被告は、本件事故により原告ら各自に生じた損害とそれに対する填補の實質をより具体的な形で審理の俎上に乗せるため、（原告らによる損害の主張・立証に対する反証をあらかじめ行うという位置付けにおいて）原告ら各人に対して実損害を超える賠償あるいはその可能性の高い賠償を行っている事実を具体的に示しているほか（被告準備書面（380）・7～16頁及び別紙2）、今後も原告本人尋問を通じあるいは書証の提出により、各人に対する過剰な賠償をさらに詳細に明らかにしていく予定であり、原告らにおいてはそのような被告による反証を踏まえた損害主張・立証を行うことが可能であって、実質的にみればその負担する立証責任が徒らに広範なものとなることもない。

第2 原告準備書面（545）から同（550）に対する反論

以下においては、訴訟外での賠償経緯等に関する原告準備書面（545）から同（550）までにおいて述べられている原告ら主張のうち、事実関係に関するものであって看過しがたい誤りを含む点に対し、必要な限度で反論を行う。

1 訴訟外での賠償が不十分である旨の原告主張について

原告らは、直接請求手続においては、被害者からの「請求額」と被告から示される「算定額」には隔たりがあることが少なくなかった等と主張し、その具体例をいくつか述べる（原告準備書面（545）・11頁、原告準備書面（549）・4～5頁）。

この点、被告においては実損害の発生及びその数額を個別に審査することなく賠償を実施する仕組みを直接請求手続において採用してはいるが、そうであっても、本件事故との最低限度の関連性を欠くことが明らかとなっている場合等にも請求

のとおりに全額の賠償を行うべき理由はない。

例えば、原告らは「被害者からの『請求額』と被告から示される『算定額』には、隔たりがあることも少なくなかった」と主張し、その具体例を示すものとして生命・身体的損害の請求に関する甲A796号証及び甲A798号証を摘示する（準備書面（545）・11～12頁）。しかしながら、甲A796号証には「備考」として「医師による『因果関係』の診断結果にもとづき、算定額を計算しました。」との記載が複数箇所にあること（甲A796・3頁，5頁）からも、具体的な傷病名や治療経過等は不明であるものの、本件事故に起因して発症又は悪化した傷病に関するものとはいえないことが診断書等の資料上明らかであった可能性が高い。同じく請求者の請求どおりに賠償がなされなかった具体例を示すものとして原告らが摘示する甲A798号証は、「前立腺癌」「狭心症」での治療に関し請求された生命・身体的損害に関するものであり、いずれも本件事故に起因して発症又は悪化した傷病ではない可能性が高い。なお、これらの証拠に基づく原告ら主張に対しては、下記「第3」記載の各事項に対する原告らの釈明を待って具体的な反論を行う予定である。

また、原告らが挙げる例のうち一時立入費用の賠償（原告準備書面（549）4頁，甲A812号証）に関しては、避難等対象者に該当しない者に係る交通費及び宿泊費等を除外の上で賠償を行ったものである。

同じく原告らが挙げる例のうちタイヤ・ブレーキ交換費及び親族への謝礼金（原告準備書面（549）・4頁，甲A811号証）のうち、前者については本件事故の有無に関わらず経年劣化等が生じるものであることに加え、原告らが主張するような避難や家族間の移動のための費用については別途賠償を行っている（乙B238）。後者については、甲A811号証が示す請求期（直接請求（第2期））においては謝礼金の賠償上の取り扱いが定まっておらず賠償対象外となったものの、これに続く直接請求（第3期）において原告から改めて請求を受け、53万円を賠償済みである（乙B239）。

さらに、原告らが挙げる例のうち家財の賠償（原告準備書面（549）・5頁、甲A813号証）は、家財に対する定型賠償（被告準備書面（382）・30～31頁参照）は実施した上で、それでは不足であるとして別途になされた請求に関するものである。定型賠償による額を超える損害については一定の疎明を求めざるを得ない（申告のとおり賠償に応じることはできない）ことから、その結果として請求額と支払額に差異が生じたものであって、何ら不合理な理由によるものではない。なお、甲A813号証が示す世帯（第3陣訴訟²の世帯番号1）に対する家財賠償の実績としては、第3陣訴訟の原告番号1-1に対し定額家財分490万円及び同証拠上記載のある高額家財分87万8000円や仏壇・車両などを含む「その他」の家財（動産）分として225万0630円、第3陣訴訟の原告番号1-2に対し定額家財分445万円及び高額家財等「その他」の家財（動産）分として90万4000円（以上、家財賠償として世帯合計1250万4630円）を賠償済みである（乙B240）。

2 直接請求手続が煩雑であって十分な救済をもたらしていないとの原告主張について

原告らは、被告による直接請求手続に関し、請求書の多くが「損害項目ごとに疎明を求めるものであり、大変煩雑であった」ことから原賠審においても損害項目の多さ・複雑さが議論されたとし（原告準備書面（545）・12頁ほか）、また、直接請求手続が複雑であって避難者の損害を十分に填補するものではなかった等とも主張する（原告準備書面（550））。

この点、直接請求手続を通じた賠償は「損害項目ごとに疎明を求めるもの」ではなく、精神的損害をはじめ避難費用や一時立入費用、家財賠償等、多くの賠償項目

² 福島地方裁判所いわき支部平成29年（ワ）第164号、平成30年（ワ）第55号。以下、本書面において「第3陣訴訟」と呼称する。

に関し損害の発生やその数額について個別の申告や疎明を求めることなく賠償に応じる方式を採用しており、さらにはそのような賠償方式自体も「簡易請求方式」、「包括請求方式」の導入によりさらに簡略化されていった。そのような賠償実施過程については、被告準備書面（383）において詳述したとおりである。

また、本件事故後、直接請求手続が開始された当初に関しては、損害項目の多さについて原賠審での議論がなされた事実があるものの（原告準備書面（545）・12頁において指摘されている第15回原賠審（平成23年10月20日実施）は、被告が最初の直接請求手続（直接請求（第1期））のための書類一式を公表した平成23年9月21日〔乙B241〕の直後に行われたものである。）、平成23年9月1日から11月末日を対象とする直接請求（第2期）からは請求書への記入量の削減や説明冊子の改善等を図っており（乙B242）、その後も順次、請求方式の簡略化を進めてきた。また、書類の簡略化や請求をサポートする体制についても拡充等を図ってきた（乙B243・14～20頁）。

したがって、直接請求手続が煩雑であって避難者の損害を十分に填補するものではなかった旨の原告ら主張は該らない。

3 他の損害項目への充当が予定されていないとの原告主張について

原告らは、損害項目ごとに支払われた賠償金を「後日、他の損害項目に充当する可能性があることを指摘する記載は、仮払補償金の精算を除き、一切無かった」と主張する（原告準備書面（549）・6頁）。

しかしながら、被告準備書面（383）の6～9頁においても詳述したように、直接請求手続を通じた請求を行うに際し、各請求者は「東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」に同意しており、最終的に賠償金に生じる「過不足」については事後の調整が予定されている。

したがって、他の損害項目への充当が予定されていないとの原告主張は該らない。

4 原賠審における議論に関する原告主張について

原告らは、これまでに実施された原賠審での議論を縷々挙げた上で、原賠審の議論においては「『追加の賠償の可能性』が指摘されたことこそあれ、『過払』の可能性を指摘する議論は皆無であった」として、原賠審が策定・公表してきた中間指針等があたかも最低限の賠償水準を定めたものであるかのように述べる（原告準備書面（545）・2～8頁）。

上記書面において原告らが挙げる個々の議論が原賠審においてなされた事実はあるものの、それらの議論を踏まえた結果として原賠審が策定・公表してきた中間指針等の位置付けに関しては、第53回原賠審において、本件事故に関する生業訴訟控訴審判決における中間指針等の位置付けに関する説示内容³の説明を受けた鎌田会長（当時）が「いわゆる本件事故と相当因果関係のある損害及び、場合によっては、その損害額の算定方法について、これは東電が払ってくれるだろうということを期待してではなくて、被害者がそれで納得していただける、被害者に十分な救済を与えることができるという線を中間指針で出していった」ものであると述べ、また、大塚会長代理（当時）が「不法行為に関する判例とか学説では、認めるべきかどうかは必ずしも明らかでなかった住宅確保損害とか自主的避難者の損害等を含めて賠償の対象に含めてきた」ものであると述べるとおりであって（以上、被告準備書面（381）、乙B217・28～29頁）、過剰な賠償が生じる余地のな

³ 同判決296頁の「全中間指針において定められた額は、指針策定当時までの事情を基に、個別事情を捨象して、当該地域に居住していた全住民に共通する損害項目を考慮に入れながら、一審被告東電側も任意の支払いを拒否することのないように合理的と考えられる額として定められたものと解されるから、任意の支払いを念頭に置いた和解金的な色彩があることは否定できないところである。そうすると、本訴において口頭弁論終結時までの事情を基に、一審被告東電による任意の支払いを期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係のある損害額を定める場合に、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であると言える」との説示部分が読み上げられた。

い最低限の賠償水準を定めたものであるかのような原告らの主張は該らない。

第3 まとめ

原告ら準備書面（545）～（550）に一貫する考え方は、従前の被告による直接請求手続では「損害項目ごと」の「合意」の積み重ねが行われてきたところ、本件訴訟は「落ちこぼれた被害」（原告ら準備書面（545）・23頁）の回復を求めるものであって、「合意」された「損害項目」に含まれないため、独立した判断をすべきであって、従前の賠償額を踏まえた弁済の抗弁の主張をすることは、従前の「合意」を覆し、原告らに「落ちこぼれた被害」以外についてまで主張・立証の負担を課すものであって不当である、というものと考えられる。

しかしながら、仮に「損害項目ごと」の「合意」が成立していたとすれば、原告らと被告との間では「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」に対する慰謝料（中間指針「第3」の「6 精神的損害」の指針I）や、「本件事故にともない長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛」に対する慰謝料（乙C152第12号証の1・7頁及び8頁参照）の賠償を受ける旨の合意が現に成立している中で、さらに「ふるさと喪失慰謝料」を請求できる理由を主張・立証すべきところ、このような主張・立証はなされていない。

また、そもそも、被告による直接請求手続は、中間指針等に基づき、被災者に対して、訴訟によらずに十分な額の賠償を行うことを目指した手続であり、仮にその額に不満があれば、ADR手続によって解決を図ることが予定されていた。これに対して、原告らは、直接請求手続による賠償額を不満とし、中間指針等に原告らの主張する損害が含まれないという意味で網羅性に欠けるという不備があるという主張を前提として、本件訴訟を提起したものと考えられる。そうであれば、原則に立ち返って、本件事故によって発生した損害全額の立証が必要となったとしても、直接請求手続及び中

中間指針等の網羅性・十分性を否定した原告ら自らの判断に基づくものであって当然の結果であり、また大多数の被災者が中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準による賠償額を受領し訴訟を提起しておらず中間指針が現に「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として十分機能している状況も踏まえれば、被告が抗弁として主張する既払金があることを前提としてそれを超えてさらに賠償されるべき「落ちこぼれた被害」が生じていること及びその数額の主張・立証の負担を求めることは、むしろ当然といえる。

原告らの主張は、中間指針等及び直接請求手続による自己に有利な結果は全て所与のものとして、「落ちこぼれた被害」の回復という名目のもとで多額の賠償金を請求するものであるが、訴訟を提起していない大多数の被災者よりも多額の賠償金を得ようとするのであれば、個々の原告において、本件事故によって今までに得られた賠償金額以上の損害が発生したことを主張・立証すべきことは当然であって、弁済の抗弁の主張をすることは何ら不当なものではない。

なお、念のため付言するに、被告は、財産的損害の過剰部分についての返還を求めているわけではなく、損害の評価として過剰な支払が容易に見つかる状況である以上、既払金を超える損害があることについて原告側での立証が不可欠であることを主張するものである。

第4 求釈明

上記「第2」1において述べたように、原告らは、訴訟外での賠償が不十分であるとの主張に関しいくつかの具体例を挙げ、それら具体例に関するものとして数点の書証を提出している。

このうち甲A796号証及び甲A798号証（いずれも生命・身体的損害に関し請求額と算定額が異なることを示す書証として提出されている。）については、氏名等にマスキングが施されているほか、どの期間を対象とするどのような傷病での通院等に関する請求がどのような理由により賠償対象外とされたのか等が記載上

不明であって、具体的な事情に基づいて原告ら主張の当否を検証することができない。訴訟外における賠償の十分性あるいは不十分性は本件訴訟における重要な争点の1つであり、その不十分性に関する原告らの具体的な主張に対しては被告に反論の機会が与えられる必要がある。

については、原告らにおかれては下記の各点を明らかにされたい。

記

【甲A796号証について】

- (1-1) 甲A796号証の記載における「代表者さま」「ご請求者さま」は、本件訴訟の原告であるか。
- (1-2) 甲A796号証の記載における「代表者さま」「ご請求者さま」の一方あるいは双方が本件訴訟の原告である場合、それぞれの原告番号を明らかにされたい。
- (1-3) 甲A796号証の記載における「代表者さま」「ご請求者さま」が本件訴訟の原告ではない場合、同号証の記載における「お申し出番号」又は「ご請求番号」を明らかにされたい。

【甲A798号証について】

- (2-1) 甲A798号証の記載における「代表者さま」「ご請求者さま」は、本件訴訟の原告であるか。
- (2-2) 甲A798号証の記載における「代表者さま」「ご請求者さま」の一方あるいは双方が本件訴訟の原告である場合、それぞれの原告番号を明らかにされたい。
- (2-3) 甲A798号証の記載における「代表者さま」「ご請求者さま」が本件訴訟の原告ではない場合、同号証の記載における「お申し出番号」又は「ご請求番号」を明らかにされたい。

以上